

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和53年3月10日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月10日から同年5月1日まで

私は、昭和44年3月にB社へ就職し、平成8年に退職するまで、B社グループに在籍していた。

ところが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入期間が空白となっている。

申立期間は、ちょうど、A社に出向し、同社C店の店長として勤務していたはずであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届並びに申立ての事業所が保管する従業員台帳から判断すると、申立人が、B社に継続して勤務し（昭和53年3月10日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人が昭和53年3月10日にB社で同基金加入員資格を喪失し、同日にA社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落はない。

さらに、B企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用し、社会保険事務所

へも同様の届出を行っていたはずである。」との回答があった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 53 年 3 月 10 日に申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社における厚生年金基金加入員資格取得届に記載された標準報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として給与から保険料を控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月から18年3月までは60円、同年4月から19年9月までは80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

私は、昭和17年4月にA社に就職し、B係として勤務した。就職して2か月から3か月後から、給与より保険料が控除されるようになったので、係員に聞いたところ、「今度法律で定まったので仕方がないのだ。君が事務職だったら引かれなかったのに。」と言われたことをはっきり覚えている。当時は戦時下で長生きできるとは思っていなかったので、「意味のないものを差し引くものだ。」と思った。

ところが、社会保険庁の記録では昭和19年10月以降しか厚生年金保険の加入記録が無いとされている。私は、事務職員ではなく、油にまみれて工場勤務をしていたし、申立期間について給与から保険料が控除されていたこともはっきり覚えているので労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されているA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和17年5月1日に同社において健康保険被保険者資格を取得したことが、また、別に作成された同被保険者名簿によると、申立

人が 20 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、そのほかに申立人が同社における被保険者資格を取得もしくは喪失した旨の記載は確認できないことから、申立期間において、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が挙げた複数の同僚が、制度創設時から労働者年金保険に加入していることが確認できるとともに、当該同僚の一人は、「申立人とは同じ上司の下で同じ検査の仕事をしていた。」と供述していることから、申立人も労働者年金保険に加入すべき職種であったことが推認できる。

さらに、当時、A社においてB係として勤務していたとする申立人の記憶は、細部にわたり具体的かつ詳細である上、前述の同僚による当時の職務に関する供述内容とも合致しており、また、当時の給与の額及び控除された労働者年金保険料に関する記憶も、社会保険事務所に保管されている被保険者名簿の記載及び当時の保険料額にきわめて近似しているなど、申立人の主張は基本的に信用できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 17 年 6 月及び 18 年 4 月の社会保険事務所の健康保険被保険者記録から、17 年 6 月から 18 年 3 月までは 60 円、同年 4 月から 19 年 9 月までは 80 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和 29 年 7 月に適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年6月1日であったと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年6月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年6月まで

私は、昭和18年ごろから20年6月ごろまでの間、A社B工場に勤務し、C業務に従事していた。

社会保険庁の記録では、同僚は、同時期に同社での厚生年金保険被保険者記録があると聞いたが、私の加入記録は無いとのことであった。私も正社員であったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び同僚の厚生年金保険被保険者記録により、申立人は、昭和18年ごろからA社B工場に勤務し始め、女性が厚生年金保険の被保険者となることが可能となった19年10月1日時点においては、既に同社に在職していたことが推認できる。また、同工場の退社の時期については、申立人の終戦時における同工場の被災の状況についての具体的な記憶及び同僚の「自分は昭和18年4月に入社したが、申立人はその少し後に入社した。」「自分は工場が焼夷弾により被災し閉鎖となった昭和20年7月3日の少し後に退社したが、申立人は少し前に退社していて、帰郷後に被災したことを話したことを覚えている。」との供述等により、20年6月の上旬又は中旬に退職したと推認できる。

なお、A社本社では、「当時の勤務の状況を確認できる人事記録等関連資料は残されておらず、当時の保険料控除等に関しては不明である。」としている。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、管

轄する社会保険事務所は、「昭和 21 年 1 月に書き替えたものが最古のものであり、それ以前のものについては保管されていない。」としている上、社会保険庁が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、「対応する名簿紛失、一部照合済台帳、31. 9. 18 認定」の記載が散見されることから、申立期間当時に作成された同事業所に係る被保険者名簿は存在しておらず、現存する被保険者名簿は昭和 21 年当時在職していた者を対象に復元したものであると考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については保管されておらず、転記を繰り返した厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のみが残されており、当時の記号番号払出状況を詳細に確認することができない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に紛失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 6 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が紛失又は焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月 21 日から同年 11 月 10 日まで  
② 昭和 51 年 9 月 30 日から 52 年 2 月 17 日まで  
③ 昭和 52 年 2 月 17 日から同年 9 月 9 日まで

私は、昭和 50 年 8 月、前の職場を辞めた後、同月中に A 社において勤務し始め、52 年 9 月まで途切れることなく勤めていたのに、社会保険庁の記録では申立期間①及び②の加入記録が無いことが分かった。

また、申立期間③の標準報酬月額が著しく低い額として記録されているが、給料が減額されたことは一度も無い。

申立期間①及び②については厚生年金保険の被保険者であったことを認め、申立期間③については実際に支給された給料に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間①の終期である昭和 50 年 11 月 10 日に A 社で被保険者資格を取得したことが確認できるものの、申立期間①における雇用保険の被保険者記録は無く、同社での在職が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 50 年 11 月 10 日資格取得、51 年 9 月 30 日資格喪失とされており、当該期間以前に厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の

別の原票は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人と一緒に働いていたとする同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票も、申立人と同様の資格取得日、資格喪失日となっている。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 51 年 9 月 30 日に A 社を離職し、離職票も交付されていることが確認でき、当該期間における同社での在職の確認ができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、同社は昭和 51 年 9 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっており、52 年 1 月 5 日に再度適用事業所とされていることが確認できる上、元取締役は、「昭和 51 年の後半は業績不振であったので、厚生年金保険適用事業所の適用を喪失させ、翌年に再度適用届出を行った。」と供述している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「給与が減額されたことは一度も無い。」と主張しているが、社会保険庁の記録により、申立人と同様に昭和 51 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失した後、A 社において 52 年 1 月以降に再度、被保険者資格を取得している 12 人のうち 5 人についても標準報酬月額が引き下げられていることが確認でき、そのことについて同僚の供述を得ることができないなどにより、その理由は不明であるが、同社の元取締役が「昭和 51 年の後半は業績不振で適用事業所の適用を喪失した。」と述べていることから、当該減額の措置について不自然な取扱いがあったとは言えない。

また、申立期間③に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 さらに、A 社は既に廃業している上、当時の事業主及び同部署で勤務していたとする同僚は既に死亡していることから、すべての申立期間について、申立人に係る勤務実態、被保険者資格の取得・喪失、厚生年金保険料の控除の状況、及び標準報酬月額の届出金額等について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。